

第9次仙台市交通安全計画(案)の概要

交通安全計画について

交通安全対策の総合的計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法第26条の規定により、宮城県が策定した「第9次宮城県交通安全計画」に基づき、仙台市域における交通安全施策を定めるもの。

《第1章 計画の基本的な考え方》

◆計画期間◆

平成24年度から平成27年度までの4年間

◆基本理念◆

人命尊重の理念に基づき、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失も勘案しながら、交通事故の被害者にも思いをいたし、悲惨な交通事故の根絶を目指す。

◆重視すべき視点◆

1 高齢者の安全確保

高齢者の事故は増加傾向にあり、今後も高齢化は進むと考えられるため、高齢者の多様な実像を踏まえ、事故を防ぐ対策の強化が必要

2 子どもの安全確保

安心して子どもを育てることができる社会の実現のために、子どもを交通事故から守り、安全を確保する対策が必要

3 自転車の安全確保

自転車の走行空間の確保を進めるとともに、交通安全教育の充実を図り、交通ルールに対する理解を深めることが必要

4 交差点における安全確保

交差点及び交差点付近では、信号機や標識等の改善とともに、市民一人ひとりの交通ルールの遵守、一層のマナーアップが必要

◆施策の方向性◆

1 交通社会を構成する三要素（人間・交通機関・交通環境）の安全対策の推進

2 公共交通における一層の安全の確保

3 震災復興における交通安全施策の推進

4 参加・協働型の交通安全活動の推進

5 救急・救助活動及び被害者支援の充実

《第2章 交通事故の現状と今後の目標》

◆交通事故の現状と課題◆

本市における過去 10 年間の交通事故の発生件数及び死傷者数は減少傾向にあるものの、依然として年間 6,000 人以上の負傷者，20 人を超える死者があるなど厳しい状況にあり，高齢者及び高齢運転者の事故の割合の増加への対策，自転車運転者の違反への対策等が課題となっている。

◆目標◆

年間の死者数 20 人以下

《第3章 今後推進すべき施策》

1 道路交通環境の整備

人優先の安全・安心な歩行空間の整備，交差点の安全対策の推進，自転車利用環境の総合的整備，公共交通を中心とした交通体系の構築，被災地の交通安全対策等

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育の推進，交通安全運動の推進，飲酒運転根絶の推進，自転車利用者に対する交通ルールの周知徹底，市民の参加・協働の推進等

3 安全運転の確保

運転者教育等の充実，道路交通に関連する情報の充実，データの集積等

4 車両の安全性の確保

自動車の検査及び点検整備の充実，自転車の安全性の確保

5 救急・救助活動及び被害者支援の充実

救急・救助体制の整備，救急医療体制の充実，交通事故相談活動の推進等